

議会議案第 4-14 号  
令和 4 年 12 月 15 日

葉山町議会議長 待寺 真司 様

教育民生常任委員会  
委員長 荒井 直彦

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第 109 条第 6 項及び葉山町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

神奈川県に対し、令和 5 年度予算において私学助成の拡充を求めるため、提案するものであります。

## 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

神奈川県私立高校に通う家庭への授業料補助額は、年収 700 万円未満世帯まで 1 万 2 千円増の 45 万 6 千円に、15 歳以上 23 歳未満の子ども 3 人以上の家庭に対しては年収 800 万円未満の世帯まで 45 万 6 千円が補助される制度が実現し、学費負担の公私間格差の是正が一步進み、中学生の高校選択の幅が広がった。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約 27 万円残されており、近隣都県と比較しても神奈川県の制度は見劣りする。

また、神奈川県の私立学校への生徒一人あたりの経常費補助は、全国最下位水準である。私立学校においても「少人数学級」を実現するための「専任教諭増」など、経常費補助増額は早急に取り組まなければならない喫緊の課題であり、この低い水準が保護者の経済的負担を一層大きくしている。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与している。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、令和 5 年度予算における私学助成の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 15 日

葉山町議会

提出先 神奈川県知事